

## 集金代行サービス利用規約

株式会社コアシステムズ（以下「管理者」といいます）は、以下に定める集金代行サービスに関する利用規約（以下「本規約」といいます）に従い、料金の集金代行サービス（以下「本サービス」といいます）を行います。

### 第1条（本サービスの概要）

本サービスは、本サービス利用契約団体（以下「団体」といいます）の会費などの集金（以下「集金」といいます）に関する代行サービスです。団体が集金を行う場合に本サービスを利用します。

### 第2条（申込の方法）

団体が本サービスの利用を申し込み、管理者がこれを承諾することで、本サービスの利用契約が成立し、本規約が適用されます。

### 第3条（必要情報の届出）

団体は、団体及び団体に属する会員の必要な情報について管理者に届け出るものとし、届け出た情報に変更が生じた場合、遅滞なくその旨を管理者に届け出るものとします。団体が届け出を怠り又は誤った届け出をしたことにより団体又は団体に属する会員に不利益が発生したとしても、管理者は一切の責任を負いません。

### 第4条（団体の自己責任）

本サービスは集金の代行のみを内容としており、管理者は、団体の運営や活動内容等について一切関与しないものとします。

2. 団体は、自己の判断と責任で本サービスを利用し、団体、会員または第三者との間で紛争が生じた場合、その原因の如何を問わず、自己の判断と責任で解決し、管理者は一切の責任を負わないものとします。

3. 本サービスは団体の実在性・会員の同一性・信用及び支払能力等について、いかなる保証も行わず、またそれに起因する損害について、団体その他いかなる者に対しても一切の責任を負わないものとします。

4. 団体は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一、本サービスの利用に関連し、管理者に対して第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、団体は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、管理者は一切免責されるものとします。

### 第5条（集金金額の支払い方法）

管理者は、本サービスを利用して集金した金員から別紙申込書に定める決済手数料、サービス利用料ならびにこれらに課される消費税相当額を差し引いた残金を振り込む方法により団体に引き渡すものとします。なお、管理者から団体に引き渡す金員については利息を付さないものとし、お申し込み時に選択された支払い条件にて支払うものとします。

#### 第6条（契約者による契約解除）

団体は、管理者が定める所定の手続きを行うことにより、本サービスの利用契約を将来に向かって解除できるものとします。

2. 前項の場合、利用料金等に係る団体の管理者に対する一切の債務が履行されるまでは、本規約の適用は排除されないものとします。

#### 第7条（管理者による契約解除）

管理者は、次のいずれかに該当する場合には、ただちに本サービスの利用契約を解除できるものとします。

- (1) 団体が本サービス利用に関する利用規約違反を行ったとき。
- (2) 団体が管理者所定の事由に該当し、管理者の業務の遂行に支障をきたすと管理者が判断したとき。
- (3) 団体が消滅したことを管理者が知ったとき。
- (4) その他本サービスの利用契約を続けることが困難な事情が発生したとき。
- (5) 他の団体、第三者または管理者に不利益もしくは損害を与える、および与えるおそれがあると管理者が判断したとき。
- (6) 犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結び付く、またはそのおそれがあると管理者が判断したとき。
- (7) 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を第三者等に提供していると管理者が判断したとき。
- (8) 本サービスのために登録されたアカウントについて、登録手続の完了又は最終のご利用から1年間を超えてご利用が確認できないとき。

#### 第8条（権利の譲渡等）

団体は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡または貸与することはできません。

2. 管理者は、本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を、管理者が適切と判断するところに従い、第三者に委託して行わせることができるものとします。

#### 第9条（秘密保持および個人情報の保護）

管理者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービスの提供に関連して知り得た団体及び会員の情報を管理者が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

#### 第10条（規約の変更等）

管理者は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合の本サービスの提供条件は、変更後の内容によります。

2. 変更後の本規約は、管理者がホームページにおいて掲示した時点より、効力を生じるものとします。

3. 規約の解釈その他に関する団体から管理者に対するお問い合わせは、月曜日～金曜日の9:00～17:00（祝日、夏季・年末年始をのぞく）の時間帯に行うものとします。

第 11 条（合意管轄）

団体又は会員と管理者との間で本サービスの利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、管理者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 12 条（準拠法）

本サービスの利用契約の成立、本規約の効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

以上